

## 農機具の入替えがあったらご連絡をお願いします

農機具を入替えると機種変更の手続きが必要になります。

変更手続きがされていない農機具に事故が発生した場合には、共済金のお支払いができませんので、入替え時の手続きをお願い申し上げます。



## 農機具共済約款より要約

(共済目的の入替え)

第34条 農機具が加入期間中に入替えがあった場合、加入者がその旨を組合に通知し、共済証券に裏書された農機具について共済適用となります。

2 入替えの連絡は14日以内までにすることとなっています。

3 入替えのあった新規の農機具に事故あった場合、裏書をした後でなければ、災害共済金の支払対象となりません。

※ 農機具の入替え後、14日を過ぎた場合は、入替え前の農機具共済を解約し、新規での加入が必要になります。



迅速で適正な損害評価を行い、共済金の早期支払いに心がけています。事故発生の連絡が遅れると、損害の認定に時間を要し共済金を早期にお支払いできなくなります。最悪の場合、共済金が支払えなくなることもありますので、事故が発生したときは直ちにNOSA Iへご連絡ください